

議 事 日 程 (第 6 号)

令和3年2月26日(金曜日) 午後3時35分 開議(本会議)

日程第 1 ※予算審査特別委員会

議第 9号 令和3年度遊佐町一般会計予算

議第10号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第11号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第12号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第13号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第14号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第15号 令和3年度遊佐町水道事業会計予算

※条例案件の審議及び採決

日程第 2 議第16号 遊佐町中小企業緊急経済対策利子補給等基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について

日程第 3 議第17号 遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第18号 四季の森「しらい自然館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第19号 遊佐町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第20号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 ※予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 8 議第21号 鳥海ふれあいの里保養施設の指定管理者の指定について

日程第 9 議第22号 四季の森「しらい自然館」の指定管理者の指定について

日程第10 議第23号 遊佐町西浜コテージ村の指定管理者の指定について

日程第11 議第24号 遊佐町ふれあい広場の指定管理者の指定について

日程第12 議第25号 遊佐町十六羅漢公園の指定管理者の指定について

日程第13 議第26号 遊佐町総合交流促進施設の指定管理者の指定について

日程第14 議第27号 遊佐町農林漁業体験施設の指定管理者の指定について

日程第15 議第28号 ゆざ元町地域交流センターの指定管理者の指定について

日程第16 議第29号 町道路線の認定について

日程第17 議第30号 町道路線の廃止及び認定について

日程第18 議第31号 町道路線の廃止及び認定について

日程第19 議第32号 遊佐町役場新庁舎建設工事に係る請負契約の一部変更について

日程第20 議第33号 遊佐町役場新庁舎外構工事に係る請負契約の一部変更について

日程第21 議第34号 酒田地区広域行政組合規約の一部変更について

※発議案件の審議及び採決

日程第22 発議第1号 議員派遣について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第6号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	齋	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町	長	時	田	博	機	君	副	町	長	本	宮	茂	樹	君						
総	務	課	長	堀		修	君	企	画	課	長	高	橋	務	君					
産	業	課	長	兼	佐	藤	啓	之	君	地	域	生	活	課	長	畠	中	良	一	君
農	委	事	務	局	長	中	川	三	彦	君	町	民	課	長	高	橋	晃	弘	君	
健	康	福	祉	課	長	佐	藤	光	弥	君	教	育	長	那	須	栄	一	君		
会	計	管	理	者	会															
教	育	委	員	会																

教育課長
選挙管理委員会
委員長
高橋善之君 農業委員会会長 佐藤充君
石垣ヒロ子君 代表監査委員 金野周悦君

☆

出席した事務局職員

事務局長 佐藤廉造 議事係長 東海林 エリ 書記 瀧口 めぐみ

☆

本 会 議

議長（土門治明君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時35分）

議長（土門治明君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上位は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、条例案件の審議に入ります。

日程第2、議第16号 遊佐町中小企業緊急経済対策利子補給等基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第16号 遊佐町中小企業緊急経済対策利子補給等基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第17号 遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

5 番、齋藤武議員。

- 5 番（齋藤 武君） 議第17号の提案理由のところを見ますと「西浜コテージ村及びキャンプ場について、利用実態に即し、使用料を改定するため」というふうに書かれております。これだけですと、利用実態というのが果たしていかなるものか分かりません。そして、現在のコロナウイルス感染症の影響がこれに入っているのか分かりません。もし入っていたとすれば、これは短期的なことなのかどうかということも疑問というか、確認をしなければいけないと思いますので、そこら辺利用実態ということについて詳しく教えてください。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

コテージの利用料につきましては、現在年間を通じて同じ金額というふうなことでありますが、今回繁忙期を設定をしたいということでありまして、この繁忙期につきましては大変予約が混み合いまして、キャンセル待ちが多数発生をしているというふうなことでございます。県内の類似施設の状況を見ても、この夏期間については繁忙期料金で若干割増しにしているというふうなところがほとんどでありましたので、収益を改善するというふうなことも含めまして繁忙料金を設定をしたいというふうなことでございます。

それから、コインランドリーと温水シャワーにつきましては、1回当たり210円というふうな設定を現在しているわけですが、コインランドリーにつきましては実際は今200円いただいているそうなのですが、使うとなると1回洗濯物を入れて、電気乾燥を行ってして、終わるまで1時間程度かかっているというふうな利用になるということでありまして、町内にもこういったコインランドリー既にありますけれども、そこでの料金につきましては9分で100円というふうなことであります。ですから、そういったものも参考にしながら、少し実費という位置づけにしていきたいというふうなことで指定管理者から相談もあったというふうなことで、今回実費にしていきたいということでありまして、実費にした場合、ではどのくらいの金額を想定しているかということですが、今現在200円、それを400円程度にしたいというふうな考えであります。温水シャワーにつきましても、現在は200円の利用というふうにしているということですが、これは100円引き上げて、300円程度の実費にしたいというふうなことであります。あぼんの入浴料が現在400円でありますので、あぼんと同じにはできないだろうというふうなこともございますので、こんな形で実費にして、情勢に迅速に対応できるようにしたいというふうなことでございます。

議長（土門治明君） 5 番、齋藤武議員。

- 5 番（齋藤 武君） 説明の中身は了解いたしました。細かい話になりますけれども、コインランドリー等についてはほぼ倍額ぐらいになるのではないかというお話でした。実費といえども、中身としては要するに値上げなわけです。ひょっとしたら、去年はこの半分だったよねというふうな利用者の声が今年の、今年ですよ、令和3年の夏に出るかもしれないということが想定できますので、そこら辺で混乱すると現場の管理される方が苦慮しますので、そういうことがないように対策といいますか、そこら辺をうまく運用していただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） この料金設定については、多分サービスの対価という面が多々あると思いますが、この料金を上げた分のサービスの対価的なものは何か担保されておりますでしょうか。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今回、コテージにつきましては繁忙期料金を設定をする、それからコインランドリー、温水シャワーについては実費に代えて少し値上げをさせていただくということでありますけれども、そのことによって特別また新たなサービスということでは予定はしていないところでございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） そうしますと、ただ単に繁忙期だ、もしくは近隣の施設も同様な設定をしているというだけの理由でこの設定をするという理解でよろしいですか。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

特にコテージにつきましては、予約につきましては3か月程度ですか、そこからもう予約の順番で受付をしていくというふうになりますけれども、夏期については非常に問合せが多くて、キャンセル待ちも多いというふうなことであります。繁忙期料金を設定することによって、一定そういったこの状態を少し緩和できればというふうに思っております、利用が繁忙期を避けたところに利用をさせていただくと、使えなかった人が利用できるというふうなことでありますので、そういった利用の分散も期待をしているというふうなことでございます。

議長（土門治明君） これにて3番、佐藤俊太郎議員の質疑を終了いたします。

2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 私のほうからも1つ質問させていただきます。

コテージの繁忙期の時間割、宿泊が1日とは午後3時から翌日午前10時までとするという、その中で休憩が10時から15時まで、3時までとなっております。例えば休憩の棟と宿泊の棟が分かれているのかどうか、もしくは休憩の棟を宿泊の棟として使うときに3時までが休憩であって、例えば1日とは午後3時からということでもありますので、清掃の時間とか管理体制の中でそれが今までこういう状態の中でトラブルはなかったのか、もしくは1日の利用の方から少し待っていただいて、時間をずらして入棟してもらうのか、そういったところの確認をさせていただきたいと思っております。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

この繁忙期含めて、使用料の金額につきましては午後3時から翌日の10時までの利用というふうになりますので、当然そこから外れる分については追加の料金をいただくという形になると思っております。その追加の料金につきましては、この場合は特に繁忙というふうな設定はしてございませんので、ほかの季節と同じというふうにご考えているところでございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） 私は、休憩で来たときに3時までいたいのだと、その後にその棟の宿泊の方が、私は3時から入りたいのだというふうな形になったときに清掃とかトラブルはないかということをお聞きしているわけですが、その辺のところをお願いします。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 先ほどの説明が間違っておりました。大変失礼しました。

休憩の後に宿泊の利用の方がいる場合というふうなことのお尋ねだと思います。当然同じ棟の場合は、清掃の時間をいただくというふうにせざるを得ないというふうに思っておりますが、そこにつきましては可能な限り調整がつくのであれば別の棟にというふうなこともありますので、現場で適切に対応していただけるというふうに思っているところでございます。

議長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第17号 遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第18号 四季の森「しらい自然館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第18号 四季の森「しらい自然館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第19号 遊佐町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第19号 遊佐町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第20号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第20号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、予算審査の結果報告に入ります。

さきに予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第9号 令和3年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算6件について、予算審査特別委員会、齋藤武委員長より審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会、齋藤武委員長、登壇願います。

予算審査特別委員会委員長(齋藤 武君)

令和3年2月26日

遊佐町議会

議 長 土 門 治 明 殿

予算審査特別委員会

委員長 齋 藤 武

審 査 結 果 報 告 書

令和3年2月18日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第9号 令和3年度遊佐町一般会計予算

議第10号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第11号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第12号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第13号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第14号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第15号 令和3年度遊佐町水道事業会計予算

2. 審査の結果及び意見

令和3年度遊佐町一般会計予算ほか6件の特別会計等予算について慎重に審査した結果、原案の通り決定すべきであると決した。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上であります。

議 長（土門治明君） 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま各会計7件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第9号 令和3年度遊佐町一般会計予算について討論を行います。

（「はい」の声あり）

議 長（土門治明君） 4番、佐藤光保護員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「反対です」の声あり）

議 長（土門治明君） ほかに討論を行う議員はいますか。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） それでは、4番、佐藤光保護員、登壇願います。

4 番（佐藤光保君） 私は、当初予算10款2項1目14節施設整備工事費2億4,300万円を対象とする小学校統廃合に関する予算につき反対します。

まず、反対の理由は、私は何度も申し上げていますが、この学校統廃合というのは義務教育費の削減を狙ったものであるからであります。これにより教員の数は大幅に減らされるのは確実であります。これを懸念しております。

それから、教育に関する公的な支出、日本は先進国でも相当低い低位のほうであります。ジェンダーギャップ指数をはじめ、もはや先進国とは言えない状態であります。これに国民自体がいわゆるゆでガエル状態であり、気づいていないという面があるのかもしれないということを思っております。

義務教育費の削減を狙いに挙げながら、無駄が発生するというのもその反対の理由であります。財源として補助金、地方債、基金等を挙げられておりますが、要は元をただせば町民をはじめとする国民一人一人の血税であります。無駄にされることは許されません。

あともう一つ、小人数学級の流れに反するというであります。社会情勢が遊佐の実態に合ってきたという状態になった途端、その遊佐町が逆に走るいうふうな違和感を覚えます。

あと、登校風景が一変するというのも挙げます。一変するというよりも、なくなるわけであります。これによって地区が廃れることを憂慮するものであります。とても持続可能な地域づくりとは言えないというふうに思います。

ここに最近配られてきました鳥海ウォーキングクラブの30年記念誌があります。ここに何度か出てきますが、子どもと歩こうYUZA宣言というのがあります。忘れてはならないと思います。

議員各位の賢明なる判断をお願いしまして、反対の討論といたします。

議長（土門治明君） 以上で討論を終了いたします。

それでは、議第9号 令和3年度遊佐町一般会計予算について起立により採決をいたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第10号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、討論を終了いたします。

これより議第10号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第11号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第11号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(土門治明君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第12号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第12号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(土門治明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計予算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第13号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(土門治明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第14号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(土門治明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号 令和3年度遊佐町水道事業会計予算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第15号 令和3年度遊佐町水道事業会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(土門治明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議に入ります。

日程第8、議第21号 鳥海ふれあいの里保養施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番、本間知広議員の退席を求めます。

(本間知広議員 退席)

議長(土門治明君) 直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第21号 鳥海ふれあいの里保養施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

1番、本間知広議員の除斥を解きます。

(本間知広議員 入場)

議長(土門治明君) 日程第9、議第22号 四季の森「しらい自然館」の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番、本間知広議員の退席を求めます。

(本間知広議員 退席)

議 長 (土門治明君) 直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長 (土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長 (土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第22号 四季の森「しらい自然館」の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 (土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

1番、本間知広議員の除斥を解きます。

(本間知広議員 入場)

議 長 (土門治明君) 日程第10、議第23号 遊佐町西浜コテージ村の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番、本間知広議員の退席を求めます。

(本間知広議員 退席)

議 長 (土門治明君) 直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長 (土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長 (土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第23号 遊佐町西浜コテージ村の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 (土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

1番、本間知広議員の除斥を解きます。

(本間知広議員 入場)

議 長 (土門治明君) 日程第11、議第24号 遊佐町ふれあい広場の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番、本間知広議員の退席を求めます。

(本間知広議員 退席)

議 長 (土門治明君) 直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第24号 遊佐町ふれあい広場の指定管理者の指定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
1番、本間知広議員の除斥を解きます。

(本間知広議員 入場)

議長(土門治明君) 日程第12、議第25号 遊佐町十六羅漢公園の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番、本間知広議員の退席を求めます。

(本間知広議員 退席)

議長(土門治明君) 直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第25号 遊佐町十六羅漢公園の指定管理者の指定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
1番、本間知広議員の除斥を解きます。

(本間知広議員 入場)

議長(土門治明君) 日程第13、議第26号 遊佐町総合交流促進施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番、本間知広議員の退席を求めます。

(本間知広議員 退席)

議長(土門治明君) 直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第26号 遊佐町総合交流促進施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

1番、本間知広議員の除斥を解きます。

(本間知広議員 入場)

議長(土門治明君) 日程第14、議第27号 遊佐町農林漁業体験施設の指定管理者の指定についての件
を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番、本間知広議員の退席を求めます。

(本間知広議員 退席)

議長(土門治明君) 直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第27号 遊佐町農林漁業体験施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

1番、本間知広議員の除斥を解きます。

(本間知広議員 入場)

議長(土門治明君) 日程第15、議第28号 ゆぎ元町地域交流センターの指定管理者の指定についての件
を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番、本間知広議員の退席を求めます。

(本間知広議員 退席)

議長(土門治明君) 直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

- 議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第28号 ゆぎ元町地域交流センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
- 議長（土門治明君） 挙手全員です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
1番、本間知広議員の除斥を解きます。
（本間知広議員 入場）
- 議長（土門治明君） 日程第16、議第29号 町道路線の認定についての件を議題といたします。
直ちに質疑に入ります。
（「なし」の声あり）
- 議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。
（「なし」の声あり）
- 議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第29号 町道路線の認定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
- 議長（土門治明君） 挙手全員です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第17、議第30号 町道路線の廃止及び認定についての件を議題といたします。
直ちに質疑に入ります。
（「なし」の声あり）
- 議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。
（「なし」の声あり）
- 議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第30号 町道路線の廃止及び認定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
- 議長（土門治明君） 挙手全員です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第18、議第31号 町道路線の廃止及び認定についての件を議題といたします。
直ちに質疑に入ります。
（「なし」の声あり）
- 議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第31号 町道路線の廃止及び認定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第32号 遊佐町役場新庁舎建設工事に係る請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

2番、那須正幸議員。

2番(那須正幸君) それでは、私のほうから少し質疑をさせていただきたいと思います。

実は内容に関しては全員協議会のほうで説明がありまして、その後詳細なところの資料も頂きました。分かりやすく、とてもよろしかったのかなと思っております。その中でちょっと腑に落ちないところがありましたので、お聞きしたいと思います。

建設作業の安全対策として、鉄板の下地として砂利が敷かれたというお話がありました。あと、その後鉄骨工事、補強材の追加という形であります。その工事が庁舎レポートによりますと、令和2年の2月の下旬にはもう既に鉄板が敷かれておりました。そして、くい工事が始まったという形になっております。また、屋根工事に関しましても令和2年の第1工区、それから第2工区が9月に開始になりました。屋根工事のこれは上物、本格になるのが公開の10月9日、第2工区、建て方完成という形の日程になっておりました。鉄骨が10月中に全て完了しているということはホームページの庁舎レポートの中でも確認ができるところであります。この砂利工事と鉄骨工事はもう初期工事でありましたので、本来であればもう少し早めに私たちに説明があって、補正でもう少し早く議会の中で上がることができたのではないかなと思っておりまして、なぜ今工期延長とともに上がってきているのか、その経緯をちょっとお聞きしたいと思いません。

議長(土門治明君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

変更を行った時期と、あと議会に対する提案の時期のずれという質問でございますけれども、基本的な考え方といたしまして、それぞれの工程の中で変更はあるわけでございます。その都度設計者、それから建設技術協会に提案をして、可否についてその段階で判断をしてございます。大きな工事の中で変更というのは度々あるわけでございます。その都度議会に対して提案というわけにはなかなかいかないと、そこはご理解をいただきたいと思えます。ある程度変更、全体的な変更のめどがついた段階で提案をさせていただいたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2番(那須正幸君) 今課長のほうからもご説明がありましたが、ただその後の工事というのはもう今

行っている工事で、その途中での変更ということであります。私たちとえば、ある程度説明を受けておりまして、内容的には少し把握をしながらこの工事を見詰めているのですけれども、やはり分からない町民の方々から見ると、補正を待っていた段階でこの最初の初期の工事を上げたのかなと、そういうふうと思われるところが多々ありますので、今後またいろいろな工事があると思います。やはり私たちは町民の方々に説明をしなければならない、こういう形で遅れたということで説明をしなければならない立場にありますので、補正を待っていて一緒に上げたとかというふうな形で見られてもなかなか困るのではないかなと思っております。

その中で屋根の鉄骨工事、追加工事となっております。入札を振り返りますと、設計単価の99.8%の入札でこの工事が始まりました。その中でこの屋根の鉄骨の追加工事であります。重さですれば運搬が5.8トン、約6トンの鉄骨が運送会社さんによって運ばれておりました。この6トンほどの鉄骨が追加になった経緯といたしましょうか。設計屋さんにしてみれば初期の段階で強度計算からして、全て出しておいて、設計というのが出ております。その中で追加工事という形であれば、設計段階の設計が悪かったのかというふうになれば、その責任所在がどこになってくるのか。町の担当の係の方は鉄骨が足りないとかという知識はないと思いますので、そういった経緯をちょっと伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

まず、第1点目の周知の関係につきましては、今回新庁舎の工事につきましてはホームページで逐次工事状況を上げてございます。その過程の中でタイミングを見て、そういったことが周知できる方法がないのかということにつきましては今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

あとはもう一点、屋根の関係でございますけれども、これにつきましては当初設計の鉄骨材ということでも当然施工はできるわけでありまして、現場が強風であると、強風が吹く場所であるということと、あとそれから耐久性、それから防水性の向上をさらに図りたいということ、あと風の影響を受けやすい屋根の軒先を補強ということで、雨の浸入を防ぐということ等を考慮しまして、町と設計者、それから施工者の中で協議して決定した追加事項でありますので、これは当初設計でも問題なく施工できるということではありましたけれども、さらに頑丈に補強をさせていただいたということでもありますので、これは瑕疵には当たらないという判断をしているところでございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長からすぐ説明がありましたけれども、私が設計屋さんでしたら、そういったところも含めて最初からやはり設計に臨んでいるのかなと私は思います。途中でやっぱり変更になって、これだけの量の鉄骨が増えるということは、設計段階で私たち一般から見れば設計段階でちょっと不備があったのではないかなというふうにとられてもなかなかそれはもうしょうがないのかなというふうな形で私は見ておりました。町民から見れば99.8%の入札で、補正が出て100%以上を超えるわけの内容ではあるのかなと思いますので、そういったところもタイミングもありますでしょうけれども、もう少し詳しい説明をしていただかないと、できそうになったときにこういう状況、最初はこういう状況だったのだというお話をされてもなかなか納得のいかないところも出てくるかなと思っておりますので、本当に今後大きな事業等あると思いますので、そういったところも踏まえて、やはり対応をお願いしたいと思っております。

やはりそういった町民の方々にも理解ができるような形で対処をお願いしたいと思ひまして、私の質疑を終わります。

議 長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、説明の仕方、周知の仕方については再度検討をさせていただきたいと思ひます。

議 長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の質疑を終了いたします。

5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 今日は採決の日であるわけですが、これまで説明の機会が町役場としてはあったと思ひます。実際全員協議会も開かれておりますし、そのほか機会を捉えて説明の機会があったと思ひます。ですので、まず我々としてはそういうことであれば、恐らく町としてはもう事前の説明は尽くしたというふうなお考えだと思ひますので、私たちとしては出された説明を、資料を基にやはり基本的に判断するということになってくると思ひますが、分からないことがありますので、確認をいたします。

最初に、お金についてなのですが、今回の増嵩分、まとまった金額になっておりますが、その増嵩分の補正予算ということで2月議会には上がってきておりません。そう考えると、既決予算で処理したとしか考えられないわけですが、既決予算で処理したという前提で話しますけれども、どこの項目から具体的に引っ張ってきて処理をしたのか、例えば今年度当初予算の予算書でいえばどこに当たるのかとか、そういうふうに具体的に予算金額的な手当てをどうしたのかをまず教えていただきたいと思います。

議 長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

予算につきましては、今年度、令和2年度予算の総務費、新庁舎建設事業の施設整備工事費というところがございます。ここの予算が11億2,232万円計上しておりますので、その中からの支出ということになります。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） ちょっとまずその話は分かった上で次行きます。

3問しかできないので、2問目は2つの質問が重なります。すみませんが、そういうことでお願いします。ということは、ひょっとすれば、予想ですが、令和2年度当初予算のときに既に増嵩はあり得るかもしれないという見通しで予算が組まれていたのかどうかというのをまず1点確認したいです。要するにまとまった金額にもかかわらず、補正を組まずに既決予算でそれができるということは、ひょっとしたらそういうつもりが当初からあったのかどうかということもまず1つ確認します。

それから、全然話が違うところで申し訳ないのですが、工程管理について確認をしたいのですが、まず今日私朝来るときに町のホームページ見ましたので、まさかそれから消されたということないでしょうけれども、役場ホームページに、ちょっと入っていく必要がありますけれども、工事の工程表が載っております。カラーで分かりやすく載っております。今現在その工程表が載っているわけですので、これは一番最初入札終わって、契約をするときに施工元請業者から出された工程表を基に作られているということも確認をしておりますので、当初の工程表が変更することなく町のホームページに載っているというこ

とだと私は理解するのですが、特段我々にも連絡ありませんので、ということは今現在この工程表は生きていうふうに考えるしかないわけなのですけれども、ところが非常に不思議なことが起きてまして、1月21日、先月の全員協議会のときに工程延長がありますよということで説明があったときに工程表が配られました。その工程表なのですけれども、2色に塗られているのです。1色が黄色の部分、黄色の部分というのは黄色の帯のように、お手持ちのある人は見ながら聞いてください。黄色の部分のように工程が伸びますよというふうに黄色に着色して帯が引かれています。まず、それは1つ。

もう一つ問題なのが、グレーの帯があって、そこが当初の工程だといって工程表が書かれているのです。では、今現在町ホームページに載っている工程表と私は突き合わせてみたのですけれども、相当違う部分があるのです。具体的に何かというと基礎工事の部分なのですが、町ホームページ今現在載っている工程表によると、基礎工事が3月の10日ぐらいから6月いっぱいというふうに載っています。ところが、先月21日の全員協議会のときに配られた工程表、当初の工程表とわざわざ載っていますけれども、それを見ると、基礎工事が5月から9月になっているのです。ということは、ここで4か月違うのです。4か月も違うのだけれども、1月21日の全員協議会のときにこの説明一切なかったのです。遅れている部分に関しては黄色の部分であって、それは9月以降の話だと、9月以降屋根工事は雨が降って遅れた、内装工事についてはコロナで入場制限、それと部材が来なかったということ言っていますけれども、そもそも論として説明が一切されていない。基礎工事の遅れ4か月出ている。確かに工区を、エネルギー棟も入れれば4つに分けてやっているというのは分かっています。だとしてもこの遅れ、何も説明もなく、1月21日に当初の工程表こうですよというふうに出てきている。これ何なのということなのです。そう考えると、ひょっとして工程表、裏帳簿ではないのですけれども、裏の工程表みたいなものあって、ひょっとしたらこの1月21日の工程表のほうが実態に合っていて、それに基づいて工事はしているということは、9月とかそれ以前に既に遅れが発生したのではないかというふうに推認できるのです。だけれども、説明がない。2つの工程表が存在している。これどういうことか分からないので、まず説明をお願いします。2問ありますので、お金の件と。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

工事費予算の関係でありますけれども、工事費11億2,232万円盛ってございます。これ12月にも補正をさせていただいて、調整をして減額をさせていただいた部分もございまして、基本予算的には若干の変更を見込んだ予算を見てございます。あと、それとこの工事費の中には本体工事費だけでなく外構、それから機械警備設備工事、それから防火水槽設備工事等々の予算を盛ってございます。そういったところの入札差額も当然ございまして、そういったお金を充てさせていただくということでございます。

あともう一点、工程表の関係ですけれども、確かに一番最初に議員にお示しした工程表とは当然違ってくる、これだけの大きい工事でございますので、工程表どおりにはぴたっといかないというのは、これは当然でございます。基礎ぐいにつきましては、変更の内容でも出させていただきました。あれだけの碎石を引いて処理をして対応したということで、基礎工事については当然工期が伸びているという状況でございます。ただし、工程の遅れというのは業者の努力によってほかの工事で挽回をしているということでございますので、恐らくちょっと日にちは定かではありませんけれども、9月、10月については、皆さんに

は、進捗率は予定どおり進んでいるという報告をさせていただいていると思います。そこは大きい現場の中の工事の工種ごとの増減というのは必ずありますので、そこを業者がうまく調整を取りながら工事を進めていただいているということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 3問目ですので、あれですけれども、まず工程表についてコメントしますけれども、いろいろ理由あるのでしょうかけれども、少なくとも1月21日に配られた工程表では基礎部分は色ついていないのです、変更しましたという黄色の色。ですので、我々としてはやはりこの部分は、ほかの部分は色わざわざつけていますので、基礎工事の部分は色がついていませんので、当然素直に考えて、ここは変更になっていないと思うわけなのです。ところが、実際にお話を聞いてみると、何かどうもそうではないと。ですので、我々はその説明を受けていない部分について非常にやはり不信感を持つしかないということなのです。

今基礎工事の遅れの部分の説明として砕石を入れたのだという話だったのですけれども、その部分も果たしてどうなのかなということなのです。再度その部分、見解をお聞きしたいのですけれども、やっている人はプロがやっているわけです。建設現場に入る人、設計する人、監理作業に当たる人。そういうプロがいる中において、しかも遊佐の人ではないですか、建設している人は。周りの建物をこれまで手がけている。状況を分かっている。要するに軟弱地盤だということは分かっている。そういう中において、しかもこれだけの大きさのくい打ち機が入るということも当然建物の規模から考えれば事前に計算しているでしょうし、だとすれば砂利を、砕石を入れることを最初抜かしてしまったということはありません。プロとして。プロとしてあり得ないのに、それを役場としてああそうですかといって、だから工事が遅れました。それ果たして理屈として通るのかということなのです。ですので、私はやっぱり二十面ぐらいこの問題があって、今言ったとおりにちゃんと説明していないという工程の、課長から言えば変更です、私から言えば遅れですけれども、説明していない。

それから、そもそも何で基礎工事が遅れたかという部分、砕石を後から入れたということもプロからして、プロの善管注意義務からしてあり得ないと私は思いますので、そこをはいそうでしたかといった役場の対応はあり得ないということだと思いますが、課長の見解を伺って終わります。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

工程表の件につきましては、先ほども申し上げました10月現在付近においては進捗率はほぼ100%で進んでいるということにおいて、変更後の工程表においても、そこはひよっとしたら直さなかったのかなということだと思います。そこは後ほど確認をさせていただきます。

あとはもう一点、基礎ぐいの関係でありますけれども、これにつきましては令和元年度に行った実施設計の前年度に実は地盤調査、ボーリング調査を行っております。その時点では新庁舎の土地の造成工事は行われていないという状況でありまして、盛土部分の地盤強度のデータというのはないという状況でございます。当然盛土部分の地盤強度データがない中での設計でありますので、それは施工者も契約後でないと現地調査も行えないという中では、当然設計者と施工者ともに、それは瑕疵はないという判断をさせていただいたということでございます。

議長（土門治明君） これにて、5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） これは、さっきの常任委員会の中でも確認するためにお聞きした内容なのですが、工程なり工事内容につきましては前の2議員がお尋ねしましたので、細かいことは省いて、この工期の遅れによる発注者の町として要するに不都合がなかったのかどうか。それから、最初建設の契約をする中で、工期の遅れに対する瑕疵としての延滞、延滞した場合のいわゆる違約金みたいなものは設定されていたのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回の工期延長につきましては、理由が気候によるところ、あとコロナウイルス関連の対応のためというところが大きな要因でございますので、そこは施工者、発注者ともに瑕疵はお互いがないということがありますので、そこは損害金等々については問えないという認識でございます。

議長（土門治明君） これにて9番、阿部満吉議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

5番、齋藤武議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「反対討論になります」の声あり）

議長（土門治明君） ほかに討論を行う議員はいますか。

（「9番」の声あり）

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「反対討論です」の声あり）

議長（土門治明君） ほかに討論を行う議員はおりますか。

7番、菅原和幸議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「賛成です」の声あり）

議長（土門治明君） それでは、5番、齋藤武議員、登壇願います。

（「議長、すみません。提案があるんですが、会議時間の延長をお願いします。ちょっと長めなので」の声あり）

議長（土門治明君） それでは、会議時間の延長をお諮りいたします。会議が終了するまで時間を延長することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議ないようでございますので、会議の延長は決定いたしました。

それでは、5番、齋藤武議員、登壇願います。

5番（齋藤 武君） 極めて残念ながら、反対の立場から討論を行います。多くの論点があるため少々長くなることをあらかじめご容赦ください。

新庁舎建設に絡む案件では、これまで町からはルールにのっとってやっているとの説明が随所で見られました。しかし、そのことは当然のことです。私たち議員が案件の当否を考える際、当然のこととして、まずその案件が法令やその他規定に違反していないかどうかを検討します。言うなれば、違法性審査です。執行部ももちろんその辺りを確認して議案を出すはずですが、法令に反しないことが確認できれば、次の審査段階に入ります。それは、その案件が違法ではないとしても、妥当かどうかという妥当性の審査です。私たち議員は、監査請求などを除けば町民からすれば最初にして最後の審査機関です。町行政の執行とは多くの場合町の公金をどのように使うかということであり、妥当性の審査とは最終的には公金支出の妥当性を審査することにほかなりません。公金とは言うまでもなく町長のお金でもなく、役場のお金でもなく、町民から預かったお金です。審査を職責とする私たち議員としては最高度の善管注意義務で審査に当たらなければなりません。そのように考えると、私たち議員は少なくとも違法性審査と妥当性審査の二段構えで審査をすべきであり、違法でないから、あるいはルールにのっとっているからという理由だけでは賛成すべきではないということになります。

庁舎建設に関係した具体例を挙げます。高橋冠治議員が昨年9月の定例会で明らかにしたのですが、少なくともその当時、庁舎建設の下請業者のうち町内業者は数で7.5%、金額で10.9%しかありませんでした。このことは確かに違法ではないと思われませんが、妥当かと問われれば、私としては肯定できるものではありません。ましてや町長が常々おっしゃるオール遊佐とどう考えても整合しません。

また、公金の使途の検討ですから精神論や感情論だけで妥当性を判断するということも避けるべきだと考えます。地元の人が望んでいるからや早く新しい庁舎を見てみたいなどということは、気持ちとしては尊重されるべきですが、議員としてはそのことだけではなく、論理的に冷静に判断すべきです。

以上を前提にして各論に入ります。先ほどの質疑と重複する点が多々あるかもしれませんが、それは重要だと思える箇所だからであり、ご容赦ください。

まず、工期に関して検討します。端的に申し上げて、工程管理がずさんでした。そして、町はそのことを伏せたままで、必要な説明責任を果たしませんでした。現在、町のホームページに掲載の工程表では、基礎工事の期間が今年の5月までです。公式なホームページに掲載の工程表ですから、それがいまだに有効かつ最新の工程表です。しかし、実際には質疑でも触れたように4か月程度基礎工事で遅延が発生したと思われ、そのことはずっと伏せられてきました。工区を分けて工事を行ったとしても、それを含めての工程管理なはずですが。工程管理とは万難を排して工期中にきっちり仕事を終わらせるという、プロとしてのプライドをかけた仕事ではないでしょうか。これは後になって知ったことですが、昨年春の頃から建設関係に携わる外部の人の間では、既に遊佐町役場の庁舎の工事遅延が話題になっていたようです。その話や町ホームページ掲載の工事レポートなどを総合すると、昨年夏には既に工期内の完成が不可能な状態に陥っていたと推認されます。にもかかわらず、町は一切説明をしませんでした。先月の議員全員協議会でいよいよせっぱ詰まって説明がされましたが、それでも8月時点の基礎工事の遅れには基本的に触れませんでした。基本的にというのは、先ほど課長から説明ありました基礎工事の部分ですが、基本的には触れておりません。本来町が取るべき行動としては、そのときすぐに議案にするかどうかは別としても、工期延長の可能性が有ることくらいは今年の早い段階で議会、そして町民に示すべきでした。私自身議員としてももう少し工事の進捗状況に気を配っていれば、せっぱ詰まる前から工事の遅れを察知できたと思ひ

ます。また、そのことを説明するよう当局に求めることもできました。このこと反省すべきであったことは正直に申し上げます。大変悲しいことですが、性善説では駄目だということです。

なお、町の説明責任の法的性質ですが、私は一種の無過失責任だと思います。つまり、個人情報のような事例を除き、説明しないことが許されることはないという性質だということです。このことが担保されなければ、開かれた町政は到底実現できません。

話を戻しますが、建設技術センターから助言を受けているということもこの工事に関して再三当局から発言されています。そこで、技術センターと町との業務契約書に相当する文書を確認しました。その結果言えることは、町は技術センターにとって言わばお客さんであるということです。つまり少なくとも庁舎建設における技術センターは、第三者認証機関などではなく、公的にお墨つきを与えるような役割はないということです。なぜこの点を確認したかという、技術センターが関与しているにもかかわらず、どうして今まで述べてきたようなずさんな工程管理になってしまったのかという疑問があったからでした。技術センターが機能していれば、今の時期になって遅れが公になるというようなことは、あり得ないと普通は考えられます。しかし、技術センターは契約上町当局の立場に沿って仕事をするものであり、そもそも町当局が早い段階から工期の遅れを許容していれば、技術センターは殊さら問題視しないでしょうし、ましてや技術センターが町当局に対し、議会対応などの助言をしていたとは考えにくいと思われま

す。ここまでは工期に関して妥当性の点から検討しましたが、次に違法性の点から検討します。工期が遅れた場合、場合によっては損害金が発生することが工事約款に記されています。町のスタンスとしては、コロナウイルス感染症の影響及び予期せぬ風雨という事実上の不可抗力により遅れたもので、損害金を求めないとのことのようなようです。しかし、それ以前の基礎工事の遅れが工程全体に決定的な影響をもたらしたと強く推認できるにもかかわらず、屋根工事における風雨の影響、内装工事におけるコロナウイルス感染症の影響をもって損害金が発生しないとなぜ言い切るのでしょうか。このことは損益金の発生を強引に回避するためではないかと思えます。なぜそこまでするのか、あるいはしなければならぬのか、極めて理解に苦しみます。このように契約違反がないと言い切れる状況にはありません。

次に、工事費用の増額を検討します。このことは工期の問題に比べ、より直接的に公金の適正支出という命題につながります。まず、くい打ち機を入れるために、地盤が軟弱なので砕石を入れたことによる増嵩を考えます。どの仕事にもその職業に応じた善良な管理者の注意義務、いわゆる善管注意義務があるということは法律の基本的事項です。善管注意義務の程度はプロか素人かによって決まるので、建設に携わるプロが軟弱地盤とくい打ち機の間接関係をあらかじめ見通して、適切な対応を取ることは当然建設のプロとしての善管注意義務の範疇になるはずで

す。具体的には、必要な砕石などを見込んでそもそもの工事費用を算出すべきであり、このことを逆に言えば、砕石が必要であるということをプロが事前に見落とすことはあり得ないということです。しかし、今回は堂々と追加要求されました。妥当性を検討する以前に違法性の面から認められるものではありません。

続いて、鉄骨の補強です。全協で示された説明によりますと、当初設計のままで問題ないと記されています。であれば、そのままやればよいだけの話です。増嵩などという問題は発生しません。ところが、さらによくなるからという理屈で増嵩が求められています。問題ないのならばそのとおりの問題ないであり、さらによくなるということ

意義に照らして考えるならば、当初設計に入れるべき事項だったのではないかと考えられます。さらには、建設技術センターが果たして一体どのような仕事をしてきたのか、碎石追加の件も含め疑義が生じます。いずれにせよ善管注意義務が全うされていないという、妥当性以前の問題です。なお、善管注意義務、すなわち善良な管理者の注意義務の反対の意味を持つ法律上の用語として、自己の財産に対するのと同一の注意という言い回しがあります。この2つの用語をまとめて平たく言えば、他人から職業上仕事を請け負った場合は職業人として万全な注意をもって仕事に当たるべきであり、一方自分のために趣味で日曜大工をやるような場合には基本的には誰にも迷惑がかからないのであり、本人が納得すればそれでよいということになります。当たり前のことですが、役場庁舎は日曜大工仕事ではありません。役場庁舎の建設に係る人は、誰でも建設のプロなはずで、役場職員の方々も公務員としてプロのはずです。

さて、このまま仕事を進めることは、これまで述べてきたようにするべきではありませんが、かといって工事を止めて、放置しっ放しにできる案件でもありません。そこで、善後策について少し提案します。まず、工期を中心になぜここまで遅れ込んだのか改めて事実関係を議会と町民に直接説明してください。そして、並行して建築と法律に詳しい第三者を入れて、入札を含め工事全般を検証してください。最後に、町長はじめ関係者の責任の所在を明らかにしてください。いずれも建物は放置できないので、大至急取りかかるべきです。

終わりに当たり、議員各位に呼びかけます。当然過ぎることを念のために申し上げますが、私たち議員は町民に対して説明責任があります。一つ一つの案件についてどのような理由で賛成したのか、あるいは反対したのか。私は当然その意味で覚悟を持って反対の意思とその理由をただいま表明しました。これまでは、何となく反対した議員のみに説明責任があるという議会内の風潮があるように思いますが、そのようなことはこれからはあるべきではありません。議会だよりには、議員ごとの賛否一覧も掲載されます。当然町民の方はその情報を次の町会議員選挙の参考にもするはずで、この議第32号に万が一賛成される議員は、少なくとも私と同様覚悟を持って臨んでください。賛成も反対も全く同じ重さの説明責任があるということは、討論を行うかどうかということと関係なく、この後の採決の際賛否を示すに当たって、ぜひご確認をいただきたいと思います。そして、冒頭に述べました、違法性はないか、妥当性はあるか、そして精神論や感情論に陥っていないかといった点も考慮してください。今回のような案件では、各議員立候補の初心に立ち返ることも必要だと思います。議員各位の賢明な判断を切に望み、以上反対討論を終わります。

議長（土門治明君） それでは、7番、菅原和幸議員、登壇願います。

7番（菅原和幸君） 5番議員ほど原稿を準備しておりませんので、今までの経過を踏まえて賛成の討論します。

議第32号に賛成の立場で討論いたします。この契約の元の契約は、令和元年の12月6日、88号で提案されて、賛成が6、反対が5で可決された内容であることは皆さんご存じだと思います。それで、ちょっと行ったり来たりすると思いますが、本来契約というのは申込みと承諾があって、成立すれば書面による決議は不要ということは皆さんご存じだと思います。ただし、書面で作成しなければならないという条項は民法の中にたしかあると思います。ただ、今回出さなければならないのは、ここにありますとおり地方自治法の96条第1項の5号で会計の処理、その種類及び金額については条例で定めると、そういうことでご

ざいまして、本町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条で5,000万円以上であれば当然付さなければならないという条項のほか、そういうこともあって、先ほど言いました533回定例会に提案されました。総額はここにございますとおり15億7,300万円でございます。

それで、今回この案件が示されましたのはほかの規定がありまして、町長の専決する、処分することができる事項の指定についてということでございまして、それが請負金額の増額もしくは減額が300万円以内の場合は町長の専決で可能であると。それで、もう一つは30日以内の工期及び変更契約する場合は当然専決で可能だということですが、これが両方とも外れますので、今回提案になっていると、そう思っております。

それで、私も前職でいろいろ経験をさせていただきましたが、基本的に先ほど来質問、反対討論の中で公開ということはいろいろおっしゃっているようですが、本来建設工事の約款に基づいてこの契約は契約されていると思います。その中の25条のほうに、変更については発注者と受注者が協議の上定めると、結果、変更契約書を締結するかということであって、先ほど来5番議員の反対討論、違法性という言葉がありまして、まだ現契約が生きていると私は認識しております。今回これが通って、変更契約結んで、それが遅れば賠償額、そういうことにいくと思いますが、まだそこまではいっていないと、そういうことで私は認識しておりますし、基本的に構図を見ますと発注者側としては約款の10条に監督職員という条項がありまして、これについては新庁舎建設推進室職員2名が当たっている。これは昨日2人に確認したところです。それで、先ほど来ありました建設技術センターですか、それに当然外部委託もされているようですし、もう一つは設計監理委託を畠中・ブレン経常設計ですか、そこに委託をされております。発注者側としてはこの3者が一体となって当然施工管理していると思います。

それで、基本的に私の経験からいくと、この場合先ほど来町民に対する公開という話がありましたが、基本的に本来契約行為ですから、外にあまり漏らさないという経験がありました。それは、私といった団体の立場と町の立場は若干違うと思いますが、基本的にはそういう視点での違いがあると思います。それで、基本的に工程の遅れについては、私の経験から、契約したら発注者側の監督員と受注者側の主任技術者または現場代理員は密に現場の状況を確認していると思います。それを一つ一つその時点で変更契約に反映するのではなくて、文書に残す手順があります。それにとっては変更金額に該当するものもあれば、それに該当しないものもあると思います。それらを積み上げていって、最終的に設計図書にまとめると、そういう手法がありますので、私としては工期の遅れということは実際あるかもしれませんが、現実的には、それは、両方で確認をしておったものかなと、そのように思います。

それから金額、そういうものを積み上げていって結果として今回の提案になっている項目の1つは契約金額の変更でございます。それで、15億7,300万円が2,690万3,800円の増額の中身で、変更後が15億9,990万3,800円ということで、変更の率が1.7%に値するようです、私なりに計算しますと。本来従来は3割以上超えた変更契約は認められないというのが一般的に常識でありました。常識って、決まりとしてありましたが、いろいろ調べてみますと、国土交通省の設計変更ガイドラインにはその撤廃があります。ですから、基本的には30%、今回は1.7%ですので、30%を超えていません。前定例会にありました広畑橋については10%ほどの変更増でございましたが、それで基本的には私はそういう積み上げが行って、最終的にこの1.7%の増額があったということで理解しておりますので、そういう形で私は賛成、特に問題はないと、違

法性もないと、そう思っでの討論でございます。

それで、設計変更ガイドラインの中に、例えば先ほど言った両者が指示等で実施が決定し、それがよしとして現場が進んできた結果にもかかわらず、例えばそれが認められないような行為、文章を読みますと、「設計変更に伴って認められる請負代金の額や工期の変更がもし行わないことはあってはならない」ということで、ちょっと理解できないかもしれませんが、そういうことを認め合いながらやってきておったのであれば、最終的にはそれは契約書に反映したものにしなければならないという義務が逆にあるようです。

それから、工期については、齋藤議員ほどそんなに私も詳細にそこまでは読み込んでおりませんが、基本的に1月の21日でしたか、その際いろいろ提供いただいたものがあって、現在に至っていると私は思っております。基本的には工期の延長については、当然請負工事約款の第22条のほうに規定されております。その中見ますと、天候の不良、それから第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力、その他もろもろのあるほか、参考までに申し上げますと、遊佐町の契約に関する規則にも同じように天候、天災事変その他の正当な事由ということで載っておりますので、工期の延長等についてはやはりコロナ禍でいろいろな状況でございますので、いろいろ1月の時点で説明いただいたものは当然納得できるものであると、私はそう思っております。

そういうことで、私は請負工事約款に基づいて契約を行って進めてきたもの、それを先ほど来言いましたとおり現場の監理もその約款に基づいてやってきていると。ですから、特に違法性はないものであるし、ただ今の時期に設計図書のとまりというか、そういうものがあったということで、こういうことに至っていると、そういうことで認識をしております。

非常に原稿もなく討論したものですから、ちょっと意味不明なところもあったかもしれませんが、以上をもって私の討論は終わります。

議長（土門治明君） それでは、9番、阿部満吉議員、登壇願います。

9番（阿部満吉君） 私はさきの行政書士の資格を持つお2人のような法律を基にした反対討論はできませんけれども、以前仕事をしているときにいわゆる工程管理の講習を受けた者として、少し反対討論の中に入れ込みたいというふうに思います。また、今回の遅延及び工事費の増嵩に関しましては、発注側と、それから施工側とのこれまでの工程管理の中でのすり合わせの結果というふうには思いますけれども、我々も建設の工事に関して議決した以上は当事者であり、当事者ということはそれを我々も理解してそれを受け入れるという一つの工程が必要だというふうに思っております。私たちが理解するということは、町民にもいわゆるつながっていくということを前提としてお話ししたいというふうに思います。

まず、工期の延長につきましては、これまでの説明では令和2年の9月から10月の天候が悪かったために作業に支障を来したこととコロナ禍にあつて作業員のソーシャルディスタンスを確保する観点から作業員の投入が難しかったことを理由としておりますが、建設作業工程の当初からある程度予想されたことであり、工程会議の中で何らかの対策がなされたものと思われまます。また、入札時での議会への説明や昨年秋の住民への説明会の中でも工期が延びる懸念はないものと説明をしております。ましてや国からの補助対象期間の猶予で計画の作成に十分な時間を持てたこと、新庁舎工事は現庁舎の敷地内ではないことなど、以上のことから工事の請負契約の中で工期の遅れに対する違約金の項目を顧みても、コロナ禍による工期の延長はその免責には当たらず、当初の請負金額の増嵩に対しても、当初計画に盛り込まれるべき事項と

思われることから、本案には反対の意思を示したいと思います。何より、建設費用の増嵩は直接町民からの税収が充てられるということから、計画行政を進めるためにもより慎重な対応が必要と考えます。

以上、壇上からの反対討論といたします。

議長（土門治明君） 以上で討論を終了いたします。

これより、議第32号 遊佐町役場新庁舎建設工事に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第33号 遊佐町役場新庁舎外構工事に係る請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより議第33号 遊佐町役場新庁舎外構工事に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第34号 酒田地区広域行政組合規約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第34号 酒田地区広域行政組合規約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、発議案件の審議に入ります。

日程第22、発議第1号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

事務局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議 長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定に基づき提出されたものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣について変更が生じた場合は、その専決を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、議決事項に変更が生じた場合、その専決を議長に委任することと決定いたしました。

これをもって第544回遊佐町議会2月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後5時16分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和3年2月26日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 齋 藤 武

遊佐町議会議員 松 永 裕 美